

2022年9月7日

2022年度法科大学院秋学期開講科目にかかる講義の実施方法及び自習室利用について

LS学務委員会

1. 基本方針

1.1 講義実施方法

2022年度秋学期開講科目については、全面对面方式にて実施する。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 全学の方針により全面对面方式の実施が困難になった場合
- (2) 遠隔地に住む非常勤講師担当科目で、遠隔実施を前提に講義担当を引き受けたなど遠隔実施をやむを得ないとする特段の事情があり、遠隔実施をすることにつき事前にLS学務委員会の承認を得た場合

1.2 受講生に対する配慮

受講生に対する配慮は、以下の通りとする。

- (1) 新型コロナウイルスにより登校ができない事情（罹患した、濃厚接触者になったなど）が生じた場合には、成績評価上これを不利に取り扱わない。ただし、成績評価を0点とする場合の欠席日数（講義日数の3分の1）には、上記事情による欠席を含む。
- (2) 上記事情が生じた場合の受講生に対して、担当教員は、教育上の合理的配慮を検討するものとする。合理的配慮の例としては、資料や音声・録画データの配付などがある（必ず音声データ・録画データの配付を行わなければならないという趣旨ではない）。

1.3 自習室利用

自習室は、後述する留意事項を守り、利用することができる。

2. 留意事項

- (1) 講義の実施する場合には、「密」を回避するため、必ずその収容定員の2分の1を超えない数の人員で教室を利用するとともに、座席は全席指定とし、学生間、学生・教員間の距離を十分空けるものとする。また、窓やドアを2箇所以上開ける形での換気、講義前後の手指消毒や手洗いの実施を徹底するものとする。
- (2) 講義に参加する教員・学生は必ずマスク（不織布マスクを強く推奨）およびフェイスシールドの一方または両方を着用するものとする。
- (3) 講義を実施する場合には、教室に設置されている透明な「仕切り」を教員と学生の間立てるものとする。
- (4) 講義の際にマイクを回す形で学生に発言を求める場合は、感染拡大防止のため、マイクとともにウェットティッシュ等の消毒用具を回し、マイクを拭いてから発言させる等の措置をとるものとする。
- (5) 自習室の利用に際しては指定席を使用しなければならない。マスク等飛沫防止措置をとっていない

い状態での会話をしてはならず（マスク等がある場合でもできる限り会話は控える）、飲食してはならない（蓋付水筒・ペットボトルからの給水は可）。ただし、自習室内の所定の場所のみで、飲食は可能である（発話・対面厳禁）。

（6）自習室利用者で、新型コロナウイルス感染者またはその濃厚接触者がいる場合などには、自習室が閉鎖となる可能性がある。

以上